



◀ QR がついている記事は詳細情報をウェブで公開しています

# くらしの伝言板

## ■人の動き

8月末現在（前月比）

人 □：4,694人（+ 1）  
 男：2,260人（- 2）  
 女：2,434人（+ 3）  
 世帯数：2,099世帯（+ 9）

## ■救急・火災

令和4年1月～8月末  
 救急：156件  
 火災：2件



伝言板の動き

## くねっぶの情報発信

お知らせや緊急情報などを発信しています

ホームページ	サポートメール @防災くねっぶ
Facebook フェイスブック	Twitter ツイッター
マイ広報紙	子育てアプリ 母子モ

## 秋のすずらん無料法律相談を開催

このようなことでお困りではありませんか？

- ・お金を貸したのに返ってこない
- ・親が認知症となり、自分で財産管理ができなくなってきた
- ・離婚の際に約束した財産分与、慰謝料、養育費がもらえていない
- ・心当たりのない請求書が届いた など

「秋のすずらん無料法律相談」は、釧路弁護士会が主催する無料の法律相談で、弁護士の存在をより身近に感じてもらえるようにと、弁護士事務所のない地域において実施しています。本町でも、次のとおり開設されますので気軽にご相談ください。

相談するだけで解決できる悩みもあります。弁護士と顔を合わせて、問題やトラブルを整理することで解決策が見えてきます。ぜひこの機会に相談してみませんか。

- とき 10月19日(水) 14時～16時30分
- ところ 町公民館農事研修室
- 担当弁護士 佐藤信孝弁護士（北見市）
- ※相談は無料ですが、予約制です。10月17日(月)までにお申し込みください。
- 問合せ 町民課町民生活係（☎47-2203）

## 困ったら一人で悩まず「特設行政相談所」

行政相談委員は、毎日の暮らしの中で生じる、国や特殊法人への苦情、行政の仕組みや手続きに関する相談を受け付けています。

皆さんの意見・要望などを、総務大臣から委嘱を受けた行政相談委員がお聞きして解決を図ります。

相談は無料で、秘密は固く守られます。電話でも受け付けますので、気軽にご相談ください。

- このようなことはありませんか
- ・困りごとがあるが、どこに相談して良いかわからない
- ・役所の説明や事務の取り扱いに納得できない
- ・制度や仕組みを教えてほしい など
- とき 10月21日(金) 13時30分～15時30分
- ところ 役場相談室2（町民課横）
- 相談委員 行政相談委員 清井久美子さん（西富）
- 問合せ 町民課町民生活係（☎47-2203）

## 10月は不正軽油防止強化月間

不正軽油とは、軽油に灯油や重油を混ぜたり、軽油以外の石油製品から軽油を密造したものをいい、これらを製造・販売・使用することは、脱税行為であるのみならず、大気汚染や硫酸ピッチ（不正軽油の製造に伴い、生成される副産物）の不法投棄にもつながるなど、私たちの健康に重大な影響を与える悪質な犯罪です。

道では、不正軽油撲滅に向けて関係機関と連携し、取り締まりをさらに強化します。

「不正軽油」について情報がありましたら、下記にご連絡ください。

- ・不正軽油ストップ110番（フリーアクセス ☎0800-8002-110）
- ・オホーツク総合振興局北見道税事務所（北見市青葉町6番6号 ☎25-8684）

## 夜間納税相談および収納窓口開設のお知らせ

日中、仕事などの都合により、納税相談や納付に向くことが難しい方に、次のとおり夜間納税相談および収納窓口を開設します。

収納窓口では税のほか、使用料など（町に關係するものに限り）も納付することができます。

- とき 10月12日(水)・11月9日(水) 17時30分～20時
- ところ 町民課窓口
- 問合せ 町民課税窓口（☎47-2193）

## 国保税の第5期納期限は10月31日

国保税第5期分の納期限は、10月31日(月)です。納期限内に忘れずに納めましょう。

なお、納期限を過ぎた町税で、納め忘れの方は至急納入してください。

- 問合せ 町民課税窓口（☎47-2193）

## 個人事業税の第2納期限は11月30日

個人事業税は、道内に事務所（事業所）があり、事業を行っている個人に、その所得を基礎として課税される道税です。

事業の所得から各種控除額を差し引いた金額に次の税率をかけて算出します。

- 第1種事業（5%） 物品販売業、不動産貸付業、飲食店業など
- 第2種事業（4%） 畜産業、水産業など

## ■第3種事業

- 医療、理・美容業、クリーニング業など（5%）
- あんま・はり・きゅう業など（3%）

北見道税事務所から送付する納税通知書で、第1期（8月31日期限）と第2期（11月30日期限）の2回に分けてそれぞれの納期限までに納めてください。

※年税額が1万円以下の場合、第1期に全額を納めてください。

コンビニエンスストアまたはスマートフォンアプリ（PayPay・LINEPay・auPAYなど）でも納税ができます。

※1枚の納付書に記載されている金額が30万円以上の場合にはバーコードがあるものでもコンビニエンスストアで読み取りができないものは納税できませんので、ご了承ください。

納税通知書は、第1期分と第2期分を一緒に送付していますが、紛失された場合や納税についてのご相談は、下記②にお問い合わせください。

※詳細については下記QRをご確認ください。

- 問合せ オホーツク総合振興局北見道税事務所

- ①課税に関すること（☎25-8681）
- ②納税に関すること（☎25-8686）



伝言板の動き

## 農家地区の水洗化事業希望を受け付け

町では、農家地区のし尿と台所・風呂・洗濯水などの生活雑排水を処理するため、各家庭に合併浄化槽を設置する「個別排水処理施設整備事業」を実施しています。

合併浄化槽の設置と維持管理は町が行いますが、浄化槽を利用される方には受益者分担金50万円と毎月の使用料のほか、浄化槽にかかる電気料金も利用者負担となります。

ほかに、トイレなどの改造費や浄化槽までの排水設備工事費、浄化槽設置に支障となる庭木などの移設や既存の単独浄化槽の撤去費用などは、利用者の負担となります。

- 申込期限 10月31日(月)
- 申込み 令和5年度に設置を希望される方は、お問い合わせください

※申し込み用紙は上下水道課にあります。

- 問合せ 上下水道課下水道係（☎47-2118）